

消防署から事業所各位へのお知らせ

～露店開設時の届出方法の拡大について～

露店を開設するときは、火災予防条例にて所定の届出が義務化され、届出用紙を来署提出していただき規模や内容など状況に応じて消防署で事前確認することとなっていました。

この従来の事務手続きを来署せずに受付できるよう、事務の簡素化を下記の通り行うことができるようになりました。

今後についてはいずれかの手順にて届出いただくようお願いいたします。

1. 当本部インターネットホームページ (<http://shibetsu119.com/roten.pdf>) から様式をダウンロードまたは消防署窓口にて様式を受け取る。
(様式第20号の20/露店等の開設届出書)
2. 様式に必要事項を記載し、専用メールアドレスまたはFAXにて消防署へ送付。
 メールを使用する場合 roten@shibetsu119.com
 FAXを使用する場合 0165-23-1719
3. 従来通り、消防署の窓口でも受付はいたします。持参していただいても構いません。

【共通事項】

- ※現場責任者名欄の電話番号は、開設場所でつながる携帯電話番号を記載してください。
- ※提出部数は1部で結構です。
- ※規模等によっては、当日消防署による事前検査（開店前）を実施します。
- ※露店の配置図、火気使用の有無について記載した図面を添付してください。

ご面倒でしようが、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

本件についてのお問い合わせ先 消防署予防課 TEL23-2619番